

## 平成22年度第3回木の国・山の国県民会議 議事概要

〔県民会議の開会に先立ち、3月11日の「東北地方太平洋沖地震」で犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表し、出席者全員起立、黙祷。〕

(林政部長あいさつ要旨)

- ・ 本日は、年度末で大変ご多忙のところ、第3回「岐阜県木の国・山の国県民会議」にご出席いただき、ありがとうございます。
- ・ 東北地方太平洋沖地震に遭われました多くの方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。いまだに数多くの行方不明の方々がおられるということで、一刻も早い救出がなされるよう、また避難生活を送っておられる方々が早く通常の生活を送っていただけるよう、お祈りいたします。
- ・ 県としましても、地震発生以来、災害支援対策本部を置き24時間対応しております。消防、医療、警察の派遣や救援物資の提供などできる限りの支援を続けたいと思っております。
- ・ 自然の脅威に対しては人間の力がいかに微力であるか痛感しています。今回、大変な被害があり、木材の需給という問題も大きくクローズアップされております。木材を供給してほしいという要望もありますし、これから森林を取り巻く環境も大きく変わってくるだろうと思っております。
- ・ 中津川市加子母の森の合板工場を運営するセイホクの本社が石巻にあり、今回の震災による被害が大きく、こちらの社員の方も急遽本社に戻られたという状況です。岐阜県にとっても、森林にとっても、今回の震災は決して無関係ではなく、これから大きく影響が出てくるのではないかと思っております。
- ・ そうした中で、今後の岐阜県の森林をどうしたらよいか。木材需要が拡大しますと、森林を伐採して木材を生産するという活動が大きくなると思われれます。その中で、健全な森林を維持していく、木材生産も大きくなっていくということが、今後の大きな課題になってくると思います。
- ・ 昨年来、ご存じのとおり「森林・林業再生プラン」が検討され、進んでおります。今月1日には森林法の改正法案が国会に提出されております。今後の先行きが見えにくい状況ですが、その改正内容を見ますと、
  - (1) 森林計画制度の見直し
  - (2) 早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実
  - (3) 森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等が盛り込まれています。
- ・ 昨年10月、いわゆる「公共建築物木材利用促進法」が施行され、今後公共施設等の木造化を推進することとなっています。県としましても、これに対応して、学校関係、福祉関係の木造化・木質化を進めていきたいと思っております。
- ・ 本日議題にしております「森林・環境税」について、昨年12月に知事が発表し、先日の3月議会においても、知事は「平成24年度を視野に入れて進めたい」と発言して

おります。

- ・ 今までいろいろな方々からご意見をいただきました。内容については後ほどご説明したいと思いますが、皆さまにもご議論いただきたいと思います。
- ・ また、「木の国・山の国県民会議 専門部会の取り組み状況」について、各専門部会長さんからご報告をいただきます。
- ・ それから、「平成23年度林政部施策の概要」についてご説明いたします。
- ・ 大変慌ただしい中で、これから世の中がどうなるのかが見えない中で議論していただくわけですが、活発な議論を期待いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

資料の確認

## 1 森林・環境税（仮称）について

(鈴木会長＝議長)

これより議事に入りたいと思います。

それでは、議題1の「森林・環境税（仮称）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明（志村次長）

(議長)

ただいま説明のありました、「森林・環境税（仮称）」について、ご質問、ご意見をお願いします。

(清水委員)

質問です。課税期間5年間の妥当性について教えてください。

(志村次長)

今回の税は特定の目的のために課税させていただくもので、事業目的は、ある程度の成果を得て評価できるのが5年程度ではないかと考えております。それから森林計画についても5年間であり、その他の計画との整合性も考えますと、5年間税金をいただいて、事業を進めていくということが妥当ではないかと考えています。

(清水委員)

5年間事業をやって見直していくということは大切なことだと思いますが、この清流の国ぎふづくりのために森林を整備して、施業を行えるような山にしていくというのは、他

のことに比べて事業の内容としては重く、時間がかかり、長期にわたると思います。この5年間で何をするのかということが、もう少し明確であればいいと思います。もう少し具体的な根拠がほしいと思います。

(議長)

ひとまずいろいろな意見をいただいて、本日はそれに答えるというより、皆さんの意見を出していただくということが必要ですし、もちろん、賛成、反対という結論に至るコメントを付け加えていただいても結構です。なるべく皆さんから意見をいただくようにしたいと思います。

(山田委員)

私は賛成の立場ですが、税に対する支出というのは、家計にとって少額でも精神的に負担が大きいという意見があると思います。十分に効率の良いお金の使い方をしているとか、無駄がないとか、本当に大事な施策が行われているかというのは、やはり県民は見えていないようで見ていますので、基本的なことですが、もう一度きちんとしていただいて、そのうえで、こういう正しい施策なんだから税金をお願いしたい、という姿勢でいく必要があるのかなど。我々も理解した限りは、やはり我々の業界ですとか、あるいは個人的なつきあいに対しても、このような理由で税が必要なんだということを、伝えていくことが必要だろうと思います。前回は意見を言いましたが、もっとビジュアルな形で、なぜ必要なのかと、あるいはこういう施策すると県がこういう風に豊かになるんだと、ということがわかりやすいものがあると、非常にいいかなと思います。

(中岡委員)

名古屋市や愛知県が減税の方向に向かっている訳ですよ。上流の岐阜県が増税になるんですよ。恩恵を受けているのは、金山ダムでも水は名古屋の方に流れていく訳ですよ。恩恵を受ける方が減税になって、山の方が増税になるのは、水と一緒に人口も下流へ行ってしまわないかと、その辺に何か矛盾を感じます。そのあたりの理屈をもう少し整理し、減税するなら山にもっとお金を出してほしいと愛知県と名古屋市に働きかけるべきではないでしょうか。

(山川委員)

今回の骨子案を読ませていただいて、私もこれはぜひ導入はしなければいけないものだと思います。既存の施策との重複がないようにということが謳ってありますので、実際にどういう場所にいくら使っていくかということを見ますと、全部間伐なんですよ。先人が一所懸命に植えた木を間伐で伐っていくんですが、道がつかないものですから、伐り捨ててしまっても終わりになるというようなことで、この間伐に関しての5年間で、19.5億円、既存の同じではないかと言われたときに、新しいものだというのをどういう具合に説明していけるかということを考えておかなければいけないだろうと。そういう意味で、清らかな川づくりに関して人づくりだとか、こういったことは今までの予算の範囲内では措置できなかったことなので、非常に画期的なことですし、私が以前に言いましたが、川下の

方に重点を置いてあげるくらいの形でもいいと思っています。それで、私も今、森林整備課にもお願いして、木を植えるということをやっていますが、今は伐ることばかり。伐るのはいつでも伐れるんですけど、育てるためには今植えておかないと、山の長期循環の50年ということをつねに念頭に置いてこういったことを考えていかないと、植えることは後からできませんので、1年遅ければ1年遅れると、時間だけは誰もお金では取り戻すことはできませんので、そういった形での山づくりへ誘導していただくということを、ぜひお願いしていきなさいと思いますし、これが今、やっておいたことによって50年後にまた戻ってくると、そういった理解のうえでの進めていくということは、林政をやっていくうえでは非常に大事なことでないかと。この森林・環境税はぜひ導入していただいて、新たな岐阜県のこの先50年の森づくりに使うということ、県民の皆さんにぜひ理解していただきたいと思っています。

(村瀬委員)

岐阜県民の中の、森林に関わる方たち、専門家を含めて山に関わる方々が、何パーセントいらっしゃるか私には分からないんですけど、多くの方々、例えば岐阜市民だと森林に関わらずに暮らしている人が多い、そういう中で、先ほどの説明の中で、森林・環境税について十分な周知、広報をしますというのが入っていたので、ちょっとほっとしたんですが。日常生活の中で、あまり森林と関わらずに生活している人たちも、理解して「そうだよな」という形でこの税金を納めることができるような説明のあり方、それが一番大事かなと。長良川は岐阜市の中を流れていますので、例えば豊かな海づくり大会の時でも、知事さんが「山から流れ出た水が川へ、川から海へ流れる」ということを懇切丁寧に説明されていました。最初誰でも「関係ないじゃないか」と受け止めてしまうところがどうしてもあるので、県民の方々にすんなり受け入れていただける工夫と努力と説明のあり方、これはやっぱり欠かせないと思います。納税することを嫌がるということよりも、納得のいく納め方をしたいと感じるんだと思います。なので、その辺に力点を置いていただけるといいなと思いました。

(高橋委員)

6ページの「管理方法」にも書いてありますように、税を集めた後のハード分とかソフト分とか使途が分かれてくるとは思いますが、税の集まった総額、使った額について、ちゃんとした管理方法ということ、またわかりやすく、県民の方々に知らせることが非常に大事なことでありと思っています。ぜひ守っていただきたい。それから、先ほどもありました「5年」でいいのか。また5年やってみて、もうちょっと先に進んでいくとか、そういうことに繋がっていくような気がしますので、管理方法につきましては、特に一般の方々にわかりやすいような形で明確にさせていただきたいというところです。

(津川委員)

私も税の導入に賛成なのですが、今、何をすることが一番いいのかということ、例えば今、木を植えずにちゃいけないと、そういう意見がやはり大事かなというのと、もうひとつ、先ほどもありましたが、小さいお子さんからご高齢の方にまで、納得のいく、よく分

かる説明が要求されるんじゃないかなと思います。

それから質問ですが、3ページのところに、「里山は再生するだけでなく活用すべき」という意見に対して、「指摘どおりの事業を考えている」とありますけど、どういったことが考えられているのでしょうか。

(志村次長)

今まで里山というのはあまり手入れされていなかったんですけども、部分的には、間伐をやったり、病虫害被害のものを除去したりとか、点的には色々な施策をやってきたんですが、これからは、ある程度のエリアを面的にきちっと整備をしていく、計画を作ってやっていくということを考えています。

それから、そういった整備をする中で、里山の資源をうまく使って、循環的に里山の整備が回っていくような方法。そういった事業を提案していただいて、支援をしていくような仕組みを考えていきたいと思っています。

ただ単に里山の木を伐って整備するだけではなく、その資源を活用するということろまで含めた施策に取り組んでいきたい、そういったところに税金を使っていきたいということを考えています。

(水口委員)

私としては、5年間という期間限定というのがあまり理解できなく、説明の中でもありましたが、本当に5年間だけでいいのか。もっと恒久的にやるには、税率下げてでも、20年30年と続く方法がいいのか、その辺がよくわからないのですが、基金の運用ということで、やられるようにもみえるし、骨子案の中では1年12億での配分額もあるわけなんですけれども、基金の運用としてやるのか、その辺も1年で使ってしまうのか、ちょっと見えにくい部分もあるのですが、私はあまり5年に拘らない方がいいと思っています。導入については賛成の方ですので、この辺をもうすこし検討していただけるとありがたいと思います。

(議長)

私が今住んでいるところは既に森林環境税を払っているんですけども、導入までは非常に長い時間をかけて十分な議論をしているんですけども、ひとたび導入してしまうと、税についてはほとんど聞いたことがない状況です。

つまり目的税でありながら、その目的に沿った使い方を例えたととしても、それによって何がどう変わったのか。林政にしても里山保全にしても、9ページに書かれているような「豊かな森林づくり」「清らかな川づくり」に関わって、そういう大きなコンセプトの中のどこがどう変わりつつあるのかというモニタリングですね。こういったことを単年度毎であっても、きちっとやって報告する義務があるんですけども、それがとてもされているとは思えないし、県レベルだと、なかなか県民のもとに届けるというのは難しい部分があって広報媒体も非常に限られるでしょうし、本来、税ですから、議会での報告が義務づけられる。最終的には議会が承認しないといけません、議会は予算については一所懸命やりますけれども、決算についての報告が非常におろそかだというふうに僕はいつも思っていま

すけれども、そういった点で、一度導入してしまうと、その後のモニタリングが非常に曖昧になってしまって、ましてや単年度毎に、何がどう変わったかというところが、十分検証されないまま、こういう制度は動いていってしまうので、やはり導入前だけではなく、導入後についてのチェック体制というか、目的税ですから、目的に関わって、やはりどのような効果・成果が生まれたのか、これはやはりチェックする体制を同時にしっかりと作っていくということと、議会にも責任を持ってもらわないと困るというのが僕の考え方です。

その点で、5年という限定期間を設けて、この制度が、課税自主権の発動ですから、これが適正に運用されているかどうかを一度チェックするということは必要じゃないかと思います。そういう前提でもって執行してみるべきだと思います。

(伊藤委員)

私も5ヶ年という一つの区切りは非常に大切だと思っています。できればこの5ヶ年の間に税という形でなく、県民の皆さんが、「俺たちで森を守っていこう」という思いができるぐらい頑張れるといいのかなと思いますし、それが無理であるとするれば、「5年で終わるけど、まだ払ってもいいよ」と思えるような形で、皆さんにお示しをしていくことが、目的税を使う中で、表現をしていけるようにしていく必要があると思います。

そういう意味で、取り組みとしてはもっと息の長いものにしていかないといけないと思いますけれども、税というものを考えていく上では、この区切り、5年ぐらいがふさわしいのではないかと思います。

先程来、出ておりますように、ここに頼っていくということでは恐らくなくて、私たち一人一人がどう関わって行くかというところを作っていく、ということに結び付けられると良いのかなと思っていますので、期限についてはこれぐらいが当面適切であると思っています。

(議長)

それでは、時間の都合もありますので、もしご意見がありましたら、また後ほどお時間を作ります。では、議題の2に移らせていただきます。

本日は資料の2として、議題の2になっていますが、木の国・山の国県民会議専門部会の取り組みの状況についてご報告いただきます。

では部会長さんの方から10分程度でご報告いただくということで、まず、篠田委員の方から、それから津川委員、そして伊藤委員という順番でご報告いただきます。よろしくお願いします。

(篠田委員)

最初資料2の方を使って簡単に部会での取り組み状況を説明させていただいた後、この部会で来年度に向けて、どういう形で取り組みを進めていくかというところを説明させていただこうと思います。

森づくり部会は、非常に多くのメンバーによって構成されていまして、しかも、当初2回というお話でしたけれども、第2回目は手弁当で委員の皆さんに集まってもらって、し

かもほとんど欠席が無く、活発な議論が行われました。第1回目は、新しくメンバーに加わられた方も多かったので、どういうふうにしたら健全な森づくりを進められるかということについてフリーディスカッションをいたしまして、その結果をまとめつつ、2回目は高山の林建協働プロジェクトを見学させてもらいながら、それに引き続いて、どのようにしたら森林づくりを進められる体制が作れるのかと。おりしも国の方で、来年度から日本版フォレスターと呼ばれるような制度が導入されることも決まっておりますので、それに向けて、それを動かしていくにはどのようなことが必要になるのか、あるいは国が考えているようなフォレスターというものは果たして大丈夫なのか。岐阜県はもうすでに、独自に様々な森林づくりの施策を展開してきております。そうしたものを、ノウハウ、それから人材というものを活かしていくことが必要なのではないかというところで、3回目は人材をどのように育成するかというところまで話を展開させました。そこで出てきた意見がここに小さな字で書いてあるように、やはり森林文化アカデミーというものを活用していく方がいいんじゃないとか、あるいはフォレスターというのは、現場でちゃんと感じて、見て、情報を分析する、こういうことをできる人じゃないといけないだろうとかです、様々な意見が出ました。それに基づいて、取り組みの結果としてここに挙げられましたような重点課題、そしてフォレスターだけでなく、施業プランナーだとか、またさらには、木材需給のコーディネーターだとかいう、森林づくりを地域全体で支える仕組みと人づくりというものが必要になり、それをどのように作っていくかというところを来年度は具体的にしていきたいというふうに考えております。

前のスライドでその全体像を県民会議の皆さんにご理解いただきたいと思いますと思って作成いたしました。これはオーソライズされているようなものではなく、こういうアイデアで岐阜県の山づくり、森林づくりが行われていくべきであろうという発想です。

(以下、スライドに写した図の説明)

この絵の上部分が背景で、最近の気候変動、それから温暖化というものによって、森林が非常に危機的な状況になってきている、しかも負のスパイラルを起こしている。そうした状況のもとでさらに利用可能蓄積量っていうのは増えている、さらには今回の地震で先ほども冒頭、部長のご挨拶にありましたように、木材資源需要の拡大だとか増大というのが、もしかしたら出てくるかもしれない。そうした背景のもと、一方、地域の森林というのはどういう機能を持っているんだろう。Water environment、水環境の保全機能、それから、Carbon fixation、炭素固定機能、さらには、Woods resources、木材資源の確保・生産機能、大きく分けるとこの3つではないかと。それ以外にも災害、土砂災害の防止機能だとか、それから、観光・レクリエーション資源の提供だとかいろんなものがあります。大きくはこの3つに集約されるのではないかと。これらを支えている資源にはこういうものがあり、さらにはそれを取り巻く環境要因、経済とか産業構造とかいろんなものがある。そしてそれらを全部合わせて、社会システム、地域の社会システムが構成される。それから、森林だけに目を向けて、そこを何とかしようという発想自身、とにかく狭い発想なんじゃないかと。だからやっぱり、地域の社会全体の中の森林であるということを忘れずに、森林にどのような役割を持たせていくかというようなものの考え方をすべきであろう。そうした考え方に基づいて、森林というもの、森林という資源、いろんな意味の資源。それを活用した地域システムというのをデザインしていくやり方、これが学問的に行われる

ような理論的、かつ観測結果に基づくような研究になるかもしれません。これらの結果を使いながら、学問的体系づけをして、そのうえできちんとしたカリキュラムが作られ、指導者も育てられ、それを支える専門家・研究者・行政のメンバーがあって、こうした組織のもとに、フォレスターというものが教育されていくべきであろう。また、これを支える地域全体の運用システム、法律・制度、それから先ほどの森林・環境税ももしかしたらここに入ってくるかもしれません。そういうものでこのシステムが支えられるべきである。これを具体的にどういうふうに動かすんだという話になった時に、その対象とする地域については、また、資料3のところでご説明があると思いますが、県で今、考えておられるような地域森プロと呼ばれるようなものが、もしかしたら一例になってくるかもしれない。そういうところの現場を使いながら、このシステムを動かすためには、目標とするのは、先ほども言ったように、まず現場で感じて、見て、分析する。さらには、人と意見を交わしながら、希望を聞いて調整できる。そういう人がやはりフォレスターとして望まれるであろう。また、さらにそれをステップアップさせた形で、より総合化、客観化ができて、論理的に予測もできる、利害調整できる。こういった方がさらにその上に行くような方になるだろう。つまり、この仕組みというのはどこでできるかといったことになると、今、例としては、やはり森林文化アカデミーというものを戦略的に活用していくというのが、岐阜県にとっては一番近道ではないか。またさらには、こうした県民会議、さらに部会、いろんなところで森に関する取り組みが行われていて、しかもそうしたブレインというものがたくさん岐阜県にはいるんじゃないか。そうしたブレインを集めて、協力して、統合化していく、というようなことも大切であるというご意見もいただきました。結局は、先ほどの資料1の、県の作られた「清流の国ぎふ」の図ですね。7ページと結局同じものなんだなというのを見てて思ったんですけど、森づくりというものは、それだけでできるものではなく、それを支える仕組みと人づくりというベースの上に、これらが成り立っている。それから、さっきの話に戻りますが、ぜひ林業という一つの生業を考える、森林というものを地域の中に位置付けながら、森林づくりというものを目指していただきたい。そういう思いで、そのための戦略、全体的な概要なんですけども、ちょっと時間をかけて説明させていただきました。これに基づいて、来年度は森づくり部会では、さらに具体的な提案に基づいて、というふうに考えています。以上です。

(議長)

どうもありがとうございました。それでは木づかい部会の津川委員、引き続きお願いいたします。

(津川委員)

木づかい部会の津川です。よろしくお願ひ致します。木づかい部会の平成22年専門部会取り組み状況という資料をご覧ください。

平成23年の3月1日に木づかい部会、第1回を開催いたしました。その時に、22年度の計画としては、木づかい運動の推進、県産材の需要拡大の推進、県産材のブランド化の強化、森林資源のエネルギー利用の促進を計画しておりました。この取り組み状況というのが、木づかい運動の推進及び県産材の需要拡大の推進、この2項目については、この

木づかい部会の開催においては多くの意見交換が行われました。木づかい運動の推進の中には、森と木とのふれあいフェア開催、これは過去最高というふうの説明がありました。その他に、木の国・山の国ぎふ木づかい運動支援事業など、県産材を活用したおもちゃづくりです。このおもちゃづくりですが、平成19年度から開発した県産材のおもちゃ、ぎふの木のおもちゃについては、すでに開発製品の改良品2点と、新規開発製品2点について、保育施設等へのレンタルを行っています。今後は木製のおもちゃの普及価格帯での商品化や、子育ての家庭向けに商品化を進めたいというような意見もありました。この子育ての家庭などに商品化を進めるためには環境循環型の製品であるということを購入するための動機付けになるようにするのがいいというような意見もありました。23年度は、一般県民に対して、岐阜県産材の良さや利用する意義等を、一層普及及び啓発するためのキャンペーンを展開するというふうになっております。その他、ぎふの木家づくり支援事業は、19年は募集が100棟、応募が134棟、22年は募集が100棟で応募が314棟と多くなってきております。段々ところこういう応募数も多くなってきているんですが、この支援事業において、県の補助が無くなった場合は、一体どういうふうになるんだろうというようなことで、シミュレーションをして対応すべきところがあるんじゃないかという意見がありました。また、ぎふの木で内装木質化支援事業について、国も最近、リフォームに関することに力を入れておりますので、県でももっと内装木質化事業に力を入れてはどうかというような意見もありました。それから、県産材利用アドバイス事業というのがありまして、木造住宅アドバイザー養成研修というのがあります。建築士が主にアドバイザーが多いんですけども、建築士ではなく工務店などの営業担当などの人にも広げて認定し積極的に活用できるようにしてはいかがかという意見もありました。県産材のブランド化の強化というところでは、あるアドバイザーの方から、山の木は今、成長しすぎていると、家のサイズは小さくなってきているんですけども、木が大きくなって、それをわざわざ小さいサイズの木にして注文受けてばかり受けていては採算が合わないというようなご意見もありました。森林資源のエネルギーの利用促進ということに関しては、学校施設の方にペレットストーブを導入しているところがあるので、これも今からもっと考えて、一般家庭にも普及できればもっといいんじゃないかという意見もありました。取り組みの結果としましては、岐阜県での家づくりの支援事業の申し込みやぎふ証明材の登録工務店の数が増加しており、県産材利用への意識が高まってきているということです。ぎふ証明材の性能表示体制が構築され、ぎふ性能表示材の供給が始まっているということで、岐阜県産材のスギ横架材のспан表の普及と、ヒノキのспан表の作成をしている最中だということでした。これから23年度に対しても、もっと県産材の利用を拡大することと、ぎふ性能表示材の販売先と供給体制の強化、また木のおもちゃの普及価格帯での商品化のアプローチ、公共施設木造化の推進のための低コストマニュアルの作成というようなことが今後の課題になるだろうということでした。以上が木づかい部会の報告です。

(議長)

ご苦勞様でした。続きまして普及・教育部会の伊藤部会長さんの方からお願いします。

(伊藤委員)

はい。普及・教育部会についてご報告をさせていただきます。

今年度、平成22年度の変更事項といたしましては、森林環境教育と木育ということが中心になりますけれども、その取り組みを進めていく体制について検討事項として挙げられております。それから、ここでも議論いただいておりますが、次期の森林づくり基本計画に向けての、これら森林環境教育・木育の進め方について検討していくということになりました。具体的な取り組みといたしましては、森林環境教育を進めるうえでの支援事業として、緑と水の子ども会議というのがございますが、その取り組みについて検討することです。それから木育というものを岐阜県としては主体的に取り組んでいくということになっておりますが、この木育の取り組みについて検討を進めてきました。それから、そうしたものを支えて行く一つの県の役割としてですね、ぎふ森林づくりサポートセンターがございますが、これの支援方法についての検討ということになっております。本部会の取り組みの状況といたしましては、11月12日に開催をさせていただきまして、さっき述べました具体的な取り組みについて検討をさせていただきました。一点は緑と水の子ども会議と木育の実施状況について、それから第二点目として、ぎふ森林づくりサポートセンターによるこれらの森林環境教育と木育の支援についてでございます。それから次期の森林づくり基本計画に向けてのこれらの進め方についてということで、皆さんからご意見を頂戴いたしました。主なご意見としては、緑と水の子ども会議、それから木育という件ですけれども、ともすれば、その学校という単位の中で進めていこうというところに行きがちなのですけれども、こうした学校や教育委員会ということだけではなくてですね、様々な団体が取り組んでいるという実態がございますので、それらの協力、協働ということが必要である、そうしたもの、協働していくことから、複合的な効果が生まれるんじゃないかというご意見も出ました。それが同時に、ともすれば非常に負担が多くなっている学校といったもの、その中にこうした取り組みを行っていただくためにも、そうした学校への負担を少なくするような形で計画的な実施というのを可能にしていく必要がある。その背景としてはその下に書いてございますように、総合的学習の時間の減少とかですね、県立少年自然の家の廃止などがございますし、学校の中での取り組みというのは条件的には厳しくなっているという捉え方もできるんじゃないでしょうかということでした。それから二点目、ぎふ森林づくりサポートセンターについてですが、地域の力、さっきも述べましたように地域の力というものと教育というもの間の、いろいろなそのニーズ、それぞれの供給できるスキルと必要とするニーズというものがある訳ですけれども、そういったものを結び付けるところというのが必要となってくる。そうした窓口機能としてサポートセンターの役割があるんじゃないかというご指摘をいただきました。その地域の力というものは、例えばNPO法人であるとか、指導者であるとかいろいろな方が地域には存在する、そういったことをちゃんと踏まえていくべきではないか。それから、これらのことを次期森林づくり基本計画に向けてどう盛り込んでいくかということですが、現実には森林についての社会的関心というのは高まっている。けれども、それぞれの方々が実際の行動に結び付けるというところにはなかなかつながっていない。特に木育という点でいくとですね、木を使うということ、大人に対しての木育という意味でその方法を考えるべきじゃないだろうかということです。それから、周知ということに関して、啓発という

言い方をしてもよろしいかもしれませんが、必ずしも十分な取り組みができていないとは言えない。山の日などのイベントがあるのですが、そういったものもより効率的に行う必要がありましょうし、日常的な普及啓発活動の在り方、方法論についてももう少し考えて行く必要があるというご指摘を頂戴いたしました。取り組みの結果のまとめといたしましては、地域の力を活かす、それと学校に過剰な負担をかけない形で、木育や森林環境教育を推進していくための体制を作る必要がある。それから地域で環境教育に関わる人たちはそれなりに存在する。それと教育現場それぞれでも、いろいろなニーズを持っているということはわかっているんだけど、それがなかなか結びついてない現状の中で、それを結び付ける機能として森林づくりサポートセンターというものを拡充していく必要があるのではないかとこのことだと思います。それから、県民に対する幅広い普及啓発の実施と、知る・学ぶということだけではなくてですね、学んだことを暮らしの中で実際に行動として活かしていけるような方法を検討する必要があるでしょうということかと思えます。今後の課題といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、様々な方々がですね、森を使える活動、それから木づかいを伝える活動等していただいているんですが、そういったものと実際に必要とする場所、ないしは学校教育の中にどう結び付けていくかという推進体制というものをもう少し考えて行く必要があるのではないかとこのように思っています。特に最初の篠田先生のお話の中にもありましたが、例えば環境教育という分野で考えてみますと、「森林」環境教育と、森林というところに囲い込んでいく必要は全くなくて、環境教育という在り方の中で、森林の役割というのを認識していく、例えば、環境と人を結び付ける時の一つのテーマ、題材として森を使っていくというように考えて行く必要があるのではないかと思いますし、環境教育という視点からしても、それが独立して、例えば学校教育の中に存在するというよりは、それぞれの教科学習をやる中にそれぞれ環境的な項目を取り入れると。非常に多彩な、多様なニーズというものと、実際にそういうことを教えることができる人たち、伝えることができる人たちの能力をどうきめ細かく寄り添わせていくか、そういう機能が重要であるというふうに考えられます。そういうことが今、課題として残っています。つまり、その下の森林づくりサポートセンターによる木育や森林環境教育の支援の体制というものを整備していく必要があるというふうに考えられております。聞くとこのところによると、このサポートセンターは従来から、この木育であるとか森林環境教育といったことに対して、役割を果たすべく、来年度から拡充をされるということになっているかと思えますので、一つ反映をされつつあるのかなというふうに思っております。それから、今後、木育についてもですね、それを勉強する人たち、子どもたちが次につながるような体系的なプログラムというものを作成・整備していく必要があるというのが今後の課題であろうということでもまとめさせていただきます。以上です。

(議長)

どうもありがとうございました。今、3名の部会長さんの方から部会報告をしていただきました。こちらについてはですね、審議というよりもむしろこれまでの経過を報告していただきましたが、改めて来年度に向けての重要な問題提起をしていただきましたので、今年の取り組まれた内容についてのご質問であるとか、あるいは、今後の課題という展望に関わってですね、ご意見であるとかぜひ頂きたいと思えます。どなたからでも結構です。

はい、じゃあ都筑さん。

(都筑委員)

森づくり部会についてなんですけども、繰り返し、繰り返し意見が出されましたが、森林文化アカデミーをもっともっと活用すべきではないかという意見が出ております。これは、ただフォレスターとかプランナーの問題だけでなく、本当に現在いろいろな問題がここで今も発表されましたようにあるんですが、そういうものを有機的に森林文化アカデミーの中で、一度総合的に取り組む、そういうふうに組織替えをするということができないものだろうか、という意見が出ておりましたので、ちょっと報告させていただきます。

(議長)

はい。篠田部会長さんそういうことでよろしかったでしょうか。

(篠田委員)

はい。そのとおりです。

(議長)

その他いかがでしょうか。

(村瀬委員)

ちょっとだけ、質問ですがいいですか。教育部会のご説明の中に、木育教育が子どもとイコールのように配置されているんですが、木育教育をする対象が子どもに限定されているのでしょうか？

(伊藤委員)

いえ、そんなことはないです。

(村瀬委員)

小中学校に関わった時に、やっぱり小中学校の児童、生徒だけではなく、その先生も大事なんですけど、先生が大変お忙しいということでなかなか関われないという声を耳にいたしました。その時に、親、子どもの後ろにいる親教育があると、家庭教育の中で木育教育ができるという利点があるなあというお話をちょっと皆さんでしたことがあります。なので、子どもさんだけが対象ではなくて、その後ろにいる親教育にも、木育教育をしていただけると大変効果的にできるのかなとちょっと思いました。意見です。

(伊藤委員)

はい。そのとおりであると思っておりますので、早々に反映できるように私どもとしてもこれからも勉強していきたいと思っております。

(村瀬委員)

よろしく願いいたします。

(議長)

その他、いかがでしょうか。はい、(山川委員) お願いします。

(山川委員)

私、森づくり部会なんですけれども、木づかい部会の方へちょっとお聞きしたくて、やはり岐阜県産材を使っていたかということ、非常に大事なことで、これから力を入れなきゃいけないことだと思うんですけど、私の家も20年前に父がつくりましたが、3年前に自分の山の木を伐って、山に木を置くところを作って、十分乾かしたうえで製材挽いて作った。それは本当に自分の祖先が植えた木を使って作りたいということやった訳なんですけれども、例えば、ここにおられる人の中で私の家は岐阜県の木で作りましたよって言って、自信を持って手を挙げられる方が何人おられるかと思うんですね。(数人手を挙げる) わかりました。ありがとうございます。今は本当に家庭で作る家とかですね、本当に工期をとにかくギリギリにしないといけないということで、人工賃が上がってますので、そういったことを考えると本当にこのブランド力というのがすごく大事で、いつも山づくりの森づくりで内木さんのところの加子母は本当に私何回も行きましたけども、やはりこれも先人が何十年も前から築かれたことで、これは一日にしてとても作ることはできません。私のいるところも長良杉とかいいんですけども、じゃあ長良杉って一体何なのと言われたらとてもお答えができない。例えばその中で選抜をして非常に赤身のきれいなものだけを長良杉といったような形で横物に使うというようなことまで提案してブランド化をしていかないと、とても内木さんのところのような、加子母の方がされたような事はできないと私は思っています。だからそれくらい厳しい中でも、ブランド力をつけるための選抜をしなければいけない。今回の東北の大地震を見た時にですね、やはり油による生活を私たちしていますので、油が切れたらもうとても何もできない。そういった意味ではペレットを使ったいろいろな施設での暖房を含めてですね、そういったことはこれからのことにすごく大事なことだろうと、そういうことに対して応援を岐阜県はして、もし何かの、これは災害にも備えることになりますけども、そういった場合にそれぞれの施設、それぞれの大きな公共施設は自分たちの山で出てきたB材、C材を使ったようなですね、ペレットを使ってそれでやっていくことができます。油にそれほど頼りません。またこれも循環しますというようなことをもう少し強く言っていただくというようなご提言も、もしまた考えていただけると、私も山やりながらなんですけど、思っておりますのでまたよろしく願いいたします。本当にこうやってまとめていただくと、何が大事かということも自分でも考えられます。ありがとうございます。

(議長)

部会長さん。今そういうご提言いただきましたがいかがですか。

(津川委員)

そのとおりだと思います。

(議長)

次の年のまた多分課題になると思いますので、今の提案またもう一度確認していただくことにしましょう。その他いかがでしょうか。はい、中岡委員。

(中岡委員)

今、山川さんの話なんですけど、実はうち岐阜森林管理署、下呂市の小坂というところにあるんですけども、今度庁舎を新築しまして、その時、発注する時に、岐阜県産材を使うことというふうに、まあ全部が全部そうはならないのではないかと思うんですけど、やってみました。そうしたら、今までの庁舎は比較的無垢材のいいヒノキとか、東濃桧とかそういうを使っている所が多いんですけど、うちの場合は集成材ですね、間伐材を寄せ集めたような木を使ってですね、まあ見かけは何だこんなの、知っている人は何だこんな木と思うんですけども、そういう木を集めて、それからやってみた訳ですけども、その集成材も加子母の「(協)東濃ひのきの家」ありますよね、あそこで作ってもらいまして、それを主な構造材にして作ったんですけども、今度、年度末にようやくできまして、ぜひ皆さんにも見ていただきたいんですけども、結構やっぱりそういう県産材という指定でやるとですね、それなりにできるものだと思います。合板の一部は秋田県のプライウッドからきたようなものもありましたけども、大勢は全部岐阜県産材でできてますし、それからちょっと上を見ると小屋梁みたいなのに、全然天井が無いもんですから見えるんですけども、照明もLEDにしたりですね、いろんな工夫をしています。どうぞよろしく願います。

(議長)

ご苦労様でした。またぜひ紹介してください。では、山田委員、願います。

(山田委員)

来年度への課題ということで、付け加えさせていただきたいんですが、製紙原料としての木材、これの需要が非常に高い状況でございます。確かにエネルギー利用も大事なんですが、製紙原料として切り捨てていたものをなるべく使っていくというようなことも考えていく必要があるだろうというふうに思います。ちょっとそれが抜けていますので、岐阜県には製紙工場もありますので、岐阜県の間伐材を使って作った商品については、高く買う必要はないと思いますけど優先的に使うと、グリーンコンシューマーのような考え方を取り入れていってもいいのかなということは考えますので付け加えさせていただきます。

(議長)

それでは今、山田委員から23年度の話に入っていただけたものですから、引き続きですね、平成23年度の林政部の施策の概要の報告に移らせていただいでよろしいでしょうか。3人の部会長さん、ご苦労様でした。ありがとうございました。それでは、今の報告とも関係しますけども、平成23年度の林政施策の概要について、資料3を基にして、事

務局から皆様方に説明していただきます。お願いします。

### 3 平成23年度林政部施策の概要について

(事務局)

説明 (小林 林政課長)

(議長)

ただいま資料3、資料4を一括して説明いただきました。先程の部会報告でもあるように、23年度へ向けての展望も示されていましたが、それが反映されているかなどの確認も含めて、今の報告についてご意見やご感想をいただきたいと思います。

(内木委員)

岐阜県の森林資源の現在の年間生長量はどのくらいですか？

(長沼技術総括監)

年間で180万から200万m<sup>3</sup>です。

(内木委員)

県としては年間生長量の何割くらいを切っても大丈夫と考えているか？

(長沼技術総括監)

6割から7割程度と考えています。

(内木委員)

もうひとつ、外国資本の事ですが、兵庫県では2haという事例も資料に出っていますが、この程度の規模ならば、日本の人の名前を借りていけば把握できないのではないかと。岐阜県では、どのように売買を把握していこうと考えているのでしょうか。

(小林課長)

おっしゃるとおりでして、把握の方法としては、国土利用計画法によって1ha以上の森林買収については分かります。ただ日本人の名前を借りて外国資本が買ったということであれば、実際には分かりません。把握のしようがないことになります。制度としてあるのは、国土利用計画法による届出、法務省の登記の関係、それから課税台帳の関係、その辺のところから実態の把握はある程度は可能ですけれども、そういうレベルになると把握は不可能と考えています。

(内木委員)

売買の目的は、やはり水と考えてよいのでしょうか？

(小林課長)

マスコミでは、そういうことが採り上げられていますけれども、実際のところはよくわかっていないということです。

(山田委員)

集約化を進めるという大きな流れがありまして、飛騨の方ですと、森林組合を中心に進めているところなんです。一方で、林建協働に全国に先駆けて取り組み、「建」のほうが「林」へ参入するというところで、非常に素晴らしい取り組みが進んでいますが、こうした中で実は小規模の林業事業体を取り残されているという状況があります。

具体的には、今までは小規模の事業体は、森林簿も何もない状況で、人づての情報を頼りに山を買いに行くわけですが、山を買いに行ったときに、「集約化の計画に載っていて5年間の縛りがあるから、売ることができない」というような話がチラホラと出てきています。

だから集約化を進める必要がないというつもりではないのですが、どうか、従来の伐採をするような小さな林業事業体にも、情報が適正に行くような配慮をお願いできないかと思います。例えて言いますと、勉強会については、林建協働、森林組合、フォレスター制度などについて勉強会が色々開催されていますが、なかなかその情報が林業事業体の方へ入って来ませんので、そこら辺の情報の共有だけでも心を配っていただければ、そこからやるやらないは事業体の判断になりますので、ぜひお願いしたいと思います。

もっと言えば、森林整備の計画を立てるときに、そういった林業事業体も加える形で計画を立てていけないかと、勿論、全然配慮していただけないというつもりはないのですが、どうしても、カヤの外とまではいかなくとも、外に出され気味という状況だと思いますので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

(黒崎森林整備課長)

いわゆる今度の制度改正によりまして、集約化をするということが、ある意味絶対条件となり、その中で集約化していく主体については、基本的には地域の森林組合が第一義的に出てくるということがあります。

今までは施業計画を立てた人が造林の補助金の主体になれるということでやってきました。

今度は、集約化の実施区域を設定して、その中の森林所有者に働きかけをして、一つの区域を作り上げ施業を行っていくということに対して、一つの支援策をしていくことになります。ですから一林業事業体であっても、あるエリアを押さえてやれば集約化ができます。

ただ、今まで皆様方に申し訳なかったのは、補助制度が固まっていなかったことがあり、いわゆる情報共有が薄かったと反省しています。今後は、補助制度が固まって参りますので、それにつきましては、皆様方に情報がいくように周知して参ります。

(山田委員)

現状では、1事業体では森林簿が見られない状況です。森林組合さんは森林簿を持っていますから、一歩リードした形で集約化ができるのですが、民間の会社ができないという状況です。「森林・林業再生プラン」によれば、もっとそれを民間に開放していくという形になってはいますが、具体的な形が見えてきていないので、そこら辺で分かるのであれば情報をいただきたいのですが。

(長沼技術総括監)

その点につきましては、平成13年度に施業計画が森林組合以外でも樹立できるようになった時に、一般の事業体の方へも森林簿を提供できるようにしています。これまで説明が不十分なところもありましたが、個人情報が含まれている関係上、一定の条件を付けて貸し出しするという形でやっておりますので、相談していただければと思います。

今後はまた、一定面積以上で計画をつくらなければいけなくなります。今までは、属人的につながって葡萄の房状にあっても、30haあれば良いという話だったんですけども、これからは、一つの固まり50haくらいで属地的につながったところでやってくださいということになりますので、そうすると林業事業体の方が持っている山も一緒に計画を立てないとできなくなりますので、そういった意味でも、より連携していかなければならないことがでてくると思います。森林簿は提供できますので相談してください。

(都築委員)

森林の集約化の問題なんですけれども、私も実際にそれに取り組んだ中で驚いたのは、実に5ha程度の森林が100筆位に分かれている事がありました。昭和16年から19年頃の戦時中の食料増産が求められた時に、里山を開墾して作物を植えたことがあり、その時に分筆されたのが、そのまま残っているということでした。私の住んでいる下呂市萩原町にも何カ所もあり、おそらく全国的にもかなりの箇所です。

持続可能な林業を考えたときには、地域の施業を集約化するだけではなくて、所有森林も集約化する必要があるのではないのでしょうか。森林経営が途切れたら大変です。

田んぼの「圃場整備」のときは、整地が終わったあと、交換箇所です。新しい地番を振ることになりますが、その登記事務は9割までが公共の負担で、1割が受益者負担になっています。森林の場合も、これからのことを考えると、集約化を国の問題として取り上げていかなければいけない時期にきていると思います。そのときに一番問題になるのが、所有権移転に係る費用です。これは農業における例があるわけですから、国としても対応すべきではないかと思えます。集約化に関わっておられる実際の地域の方々も、私と同じようなことを感じているのではないかと思えます。

(山川委員)

外国資本による売買については注視する必要があると思いますが、実際に私たちの目の前で起きていることと言えば、外国人が買って行かれることより、今後木材が必要になる中で、1ha未満のところでは皆伐をして、持って行ってしまふことがこれから出てくると思えますので、その点に関して、目を光らせていただきたいと思えます。

高山へ抜ける郡上の「せせらぎ街道」の道の駅「磨墨の里」を過ぎた辺りの右側の山を見ていただくと、上から下までよくもあれほど伐ったなと思うほど伐ってあります。そして、そこは植えることがないので、水が流れて、とんでもない事になっています。

実際に山を所有しておられるご高齢の方にお聞きしますと、伐って植えても、費用を払わないといけないので、伐って終わりだと。徹底的に伐ってしまって、木材を引きずり出して、自然更新をすればいいんですけれども、自然更新などはありえないので、そういった事に対して、東北の地震とからめましても、県の方でも通報等あればご指導いただきたいと思います。

そして、萩原の四美に天皇陛下がいらした時に、下呂病院に勤めておりまして、陛下がお通りになる沿道、鉄道沿いは非常に綺麗に整備されましたが、その後は整備されておらず、今は線香のような林が倒れたりしています。

また今回の新事業の中で、5周年記念として1,500万円が計上してありますが、やはり行政の方ではセレモニーにはある程度使われると思いますが、セレモニーの1,500万円と、その前のページのバイオマスを出すことに対する支援の1,500万円、間伐材を出す1,500万円。そういう感覚で同じ1,500万円を考えたときに、既に予算は通っているかもしれませんが、そういうご配慮をお願いしたいと思います。

既存の施設もございますし、そこまでのことをしなくても、もっといろんな案は出るのではないかと、一県民としては思います。次につながるようなお金の使い方をぜひお願いしたいと思います。

この5周年は非常に大事な事だと思いますし、岐阜県にとっては、天皇皇后両陛下が来ていただいたことは、非常に大きかったと思っていますが、いい形につながるよう検証していくことが必要であると付け加えさせていただきます。

(川合委員)

東日本の方では大地震によって大変な事が起きていますが、幸いこの辺りはフィリピンプレートが押しているものですから、なかなか事態が認識されていないんですけれども、いつか我が身になるかもしれないとそんな想いをします。

私は大地震が起きると、神戸の震災をはじめとして、アジアなどいろいろな被災地へ行った経験がありますが、そこで感じたのは、いかに緑が大事かということです。

現地へ行って思うのは、どうやったら災害対策に予算を組み替えることができるのかということです。今後、国の方も洗い直しが進んでいくかと思いますが、県の場合でも、ある程度、地震対策に対して柔軟性を持たすことについて、この会議の場で話し合われても良いのではないかと感じました。

また、国際的に動いていた中での一つの参考なんですけれども、インドネシアのアチェの方へ行きまして、あちらの大地震のときに、地元の人達は、国連が建てたバラックの家では不十分ということで、地元の人やボランティアの人達の手で、海沿いの民家に木を植えて、緑の回廊的に良い雰囲気を作り出して住んでおられます。

今日のお話の中でふと思ったんですけど、これから木材需要が増えてくるだろうという話の中で、被災地は苗木を買う余裕などないでしょうから、県の木材販売の際に苗木などを併せてプレゼントすると、環境にやさしい木づかいが復興にもつながっていくことにな

り、県のイメージも良くなるのではないかと思います。

それとストーブの話がありましたけれども、本当に寒い中で、毛布一つで過ごしてみえる方々が多い訳ですが、何かそういうところで我々が手を差し伸べるべきことはないだろうかと、親切さが木材販売に気持ち良くなつていくことはないだろうかと考えます。

今後、現地の里山活用を支援することによって、我々はどう里山を活かしていったらいいかという答えも出てくるのではないかと思います。

とにかく油に頼り過ぎてきた時代の中で、この際捨てていた木材の有効利用についてもこれから考えていきたいと思えます。

(高橋委員)

資料3の一番最初に書いてございます「内陸型合板工場の本格稼働に伴う木材の生産拡大と安定供給への対応」については、これが一番の大きな問題で、県を挙げて取り組んできた中津川のセイホクの工場の事でございますが、ちょうど部長からのお話がありましたように、本社のところが壊滅的な打撃を受けまして、いつ回復できるか分からない状況となっています。

そうした中で、今、中津川の「森の合板工場」では4月1日に本格稼働しようという状況ですが、こういう大災害に遭って、果たしてこのままでできるかどうか。私ども県森連・素材流通協同組合という業者の団体が原木を納めることになってはいますが、それが納められるのかできないのかという点で、主要政策への対応としても、林政部として考えていかなければならないことです。

セイホクさんに関しては、もう少し情勢をみないと分からないということですが、こうした中で、岐阜県の木材は岐阜県で消費をするという大前提に立つならば、売る方も買う方も喜んでそこに行くような仕組みにさせていただきたいと思えます。税の一部を使ってでもやっていただきたいと思えます。

というのは、木材の取引としてセイホクさんのやり方は特殊で、半分は現金、半分は6ヶ月の手形ということで、今時そういったやり方では、取引しにくい面があります。このあたりを何とかしないと、10万m<sup>3</sup>といっても中々出てこないのではないかと思います。

大災害が起きている状況ですが、主要な課題でもございますので、そのところを業界に対しても、セイホクさんに対しても支援をしていただきたい。以上でございます。

(議長)

本日はいくつかのご意見とご要望もいただきました。

それでは予定の時間が来ましたので、いただいたご要望、ご意見については、来年度の事業執行にあたり反映できるようにさせていただきたいと思えますし、また各部会でもその動きをチェックしていただきながら逐次提言いただくことが必要になってくると思えます。

それでは本日の議題について、ここでの審議の方は終了とさせていただきます。

(事務局)

鈴木会長には長時間にわたる会議の進行を務めていただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の木の国・山の国県民会議を終了させていただきます。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

以上

## 〈追加意見〉

(高橋委員)

1. 森づくり部会の今後の課題の一つとして、フォレスター、施業プランナーの育成等について「森林文化アカデミー」を活用するよう提案しております。とくに、クリエイター科、エンジニア科とも県内の学生を入学させるようにして、出口は県庁、森林組合関係、企業にも門戸を開けて、入口、出口を保証すれば良い学生が集まり、山の国岐阜県のために活用できると思います。この際思い切ってカリキュラムを立て直してでも。

2. 県産材を県内消費といっても、現在は県外へ大半（定かではないが）が出ている実態のようであります。森の合板使用素材も、他県の価格に劣らないもの（価格及び支払方法）としなければ、集材はできないと思います。

3. 森林法の改正については、計画制度を含めた再生プランも、また、意欲ある事業者等に直接支払いする方式も考え方はいいと思う。それに現行法50条（適用は難しく思うが）を有効に使えば、森林行政はかなり前進すると思う。森林問題には党派は全く関係ないので、全党一致での改正成立を望みます。

4. 集約化、団地化の実行も実際やってみると、「所有権」の強力は予想以上であります。森林簿の開示等、なお一層の配慮をするよう林野庁にも上申方お願いします。

5. 以上は、個人的意見ですので、申し添えます。

(清水委員)

## 意見①

下流域からの費用負担の話が出ていましたが、先日「伊勢湾総合対策協議会主催の伊勢湾再生意見交換会」に出席しましたが、その際、四日市の市民団体の方から上流域から流れてくる大量のゴミに大変迷惑していて、その除去に時間とお金と人力をかけている状況をお聞きしました。もちろん、岐阜県からも、相当量のゴミが流れ着いているそうです。その場で、上流域の人々ともっと交流をし現状を知ってもらいたいとの意見がありました。私は、それぞれの立場から、それぞれが必要な義務と責任を果たしていく姿勢が大切だと思いますので、源流域に住む岐阜県民の責任として、山を健全に育てていくべきだと思いますし、そのための必要な手立てとして、この税金が役立ってくれたらと思います。

## 意見②

5年間の時限税で、健全な山林を育成できるわけがありませんので、まず長期目標を示し、5年間で何をやるのかもっと明確に県民に示していく必要があると思います。山を育成する事を目的としているNPO法人も多数あるようですので、是非、事業内容を計画段階から参加出来る仕組み作りをお願いします。例えば、現場で出来るなら、楽しいイベン

トを組んで法人会員だけでなく、地元住民を巻き込み、家族ぐるみで参加してもらって、森を体感してもらおう・・・などを事業の前後などに計画してみるのも良いかもしれません。